

騒音規制法と振動規制法の規制値・規制地域

～ 尼崎市・大阪市・神戸市～

□ 大阪市

規制値: [騒音と振動規制値.pdf](#) 参照

規制地域:

- A) 此花区のうち島屋三丁目、島屋四丁目、春日出南三丁目及び桜島三丁目の工業専用地域並びに西島五丁目、島屋二丁目、島屋六丁目、桜島一丁目、桜島二丁目及び常吉二丁目の工業専用地域の一部
- B) 港区のうち市岡二丁目、市岡四丁目、福崎一丁目、福崎二丁目、海岸通三丁目及び海岸通四丁目の工業専用地域
- C) 大正区のうち泉尾六丁目、泉尾七丁目、北恩加島一丁目、北恩加島二丁目、南恩加島一丁目、南恩加島四丁目から南恩加島七丁目まで、鶴町一丁目から鶴町五丁目まで、三軒家東二丁目、三軒家東三丁目、千鳥一丁目、小林東一丁目及び平尾一丁目の工業専用地域
- D) 西淀川区のうち大野三丁目、百島一丁目及び百島二丁目の工業専用地域並びに中島二丁目、西島一丁目及び西島二丁目の工業専用地域の一部
- E) 淀川区のうち加島一丁目から加島三丁目まで、三津屋北二丁目、三津屋北三丁目、田川三丁目、田川北一丁目、田川北三丁目、十三本町二丁目及び十三元今里三丁目の工業専用地域
- F) 鶴見区のうち今津北三丁目及び今津北四丁目の工業専用地域
- G) 住之江区のうち北加島屋三丁目から北加島屋五丁目まで、緑木一丁目、緑木二丁目、泉二丁目、平林南一丁目、平林南二丁目、柴谷二丁目、南港東一丁目から南港東三丁目まで、南港東八丁目、南港東九丁目及び南港南一丁目の工業専用地域並びに柴谷一丁目の工業専用地域の一部
- H) 平野区のうち加美東六丁目、加美東七丁目及び加美南二丁目の工業専用地域
- I) 西成区のうち津守三丁目及び南津守二丁目の工業専用地域並びに南津守五丁目の工業専用地域の一部

(大阪府告示第 1665 号より抜粋)

□ 尼崎市

規制値: [騒音と振動規制値.pdf](#) 参照

規制地域: 市の全域。ただし、都市計画法で定める工業専用地域を除く。(尼崎市告示第 95 号)

□ 神戸市

規制値: [騒音と振動規制値.pdf](#) 参照

規制地域: 市の全域。ただし、次の地域を除く。

都市計画法で定める工業専用地域の一部及び臨港地区、灘区摩耶埠頭の一部、中央区港島八丁目の一部、港島九丁目、港島南一丁目から港島南町七丁目まで、小野浜町の一部及び波止場町の一部、兵庫区築地町の一部及び出在家町一丁目の一部並びに長田区南駒栄町の一部並びに領海内の海域。

(神戸市告示第 252 号、256 号)

工場の新設や引越し等により、騒音・振動関連のコンプレッサ届出必要有無、規制値等がご心配な方は、お気軽にお問い合わせください。貴社に代わってお調べいたします。また、面倒な届出等の書類作成の代行も承っております。今回ご紹介した地域外のことに关しましても、お気軽にお問い合わせください！

お問い合わせは [こちら](#)